

第三日 平成二十七年十二月十日

開 議 午前九時五十九分

○議長（野呂日出男君）

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第一、報告第十五号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十七年度藤崎町水道事業会計補正予算（第三回））を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第十五号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第十五号は承認することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前十時

---

再 開 午前十時一分

○議長（野呂日出男君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第二、議案第六十四号藤崎町教育委員会教育長の任命の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十四号を採決いたします。議案第六十四号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十四号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前十時二分

---

再 開 午前十時三分

○議長（野呂日出男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第三、議案第六十五号藤崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

この条例は藤崎町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例でありますけれども、親法が平成二十五年に法律第二十七号で成立しておりますわけでありまして、いずれにしてもさまざまな問題をはらんでスタートすると。我々も生煮えの状態ではないかなと思っておりますけれども、そこで平成二十五年の法令そのものもまた膨大なものであります。ネットでとても印刷するのが嫌になるというぐらいですけれども、それで私がお聞きしたいのは特に個人番号の利用範囲ということで、第四条の二項について特にお聞きしたいと思います。町長または教育委

員会とは続けてありまして、必要な限度で同表の第四欄に掲げる特定個人情報であってみずからが、藤崎町役場がでしようけれども、保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではないと。提供を受けることができる場合は、この限りではないというふうに最後までとめてあるんですけれども、提供を受けることができる場合はどんな場合であって、この限りでないという場合はどういうケースを想定していらっしゃるのか、この条例の解釈といたしますか、その点についてお答え願いたい。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

本条例の第四条は、個人番号の利用範囲ということでございます。この中には、町がそれぞれの課をまたいで、この番号を利用することを条例で規定しなさいということから、今回条例を制定するものでございます。その中において、第二項のただし書き以降のことですけれども、この場合、国のサーバー、いわゆるマイナンバーを統括しております地方公共団体情報システム機構のサーバーを通して、他の個人番号利用事務実施者ということは、私たちの町以外の市町村の番号のことです。それをこの場合は国のサーバーを通して、他の市町村からの情報を得る場合にはこの条例を適用しないということでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

この中で、そうしますと、他の個人番号利用事務実施者というのは他の市町村というようなケースも考えられると。もう一つというよりも、もっと本質的には今説明のあった地方公共団体のメインサーバーといたしますか、そこから自治体

としても必要があれば情報を提供してもらい、あるいはまた照会してもらいというようなことができる事務がかなりあるんですね。そういう理解でよろしいんですか。藤崎町としては照会もできるし、提供もできるというようなことと理解してよろしいんですか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

その番号の利用に関しましては、番号法の法律で第十九条、二十一条の別表において示されているわけですが、情報照会者、それからその事務、それから情報提供すべき者、それから特定個人情報の中身というようなことで別表が膨大な数で示されております。その中に情報提供者として市町村がある場合は、その場合は市町村として情報を求めたり、または提供してもらいというようなことが規定されております。今回の条例の場合は、その法律に基づかないで、町で各課の番号を利用する際はこの条例に基づいて情報提供してもらいというようなことでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

法律以外のことで藤崎町として当面これをやっていくよと、各課でというようなことなんだと理解したんですけれども、二項で町長または教育委員会というふうになっていますよね。そうしますと、例えば後段、災害の減免のときにはこういう申請書を出してくれよとかという条例も提案されているんですけれども、農業委員会もありますよね。例えば耕作証明書って、私は藤崎ではこれぐらい耕作していますと、あるいは浪岡ではこれぐらい耕作していますとかと、浪岡の分はわかるようになっているんですか。いずれにしても農業委員会という町の行政機関の一部、あるいはまた選挙管理委員会というのもありますよね、町の行政機関として。この場合は、親法で個人番号を記載しなければならないと

かというふうに明記されているのか、その辺はどういう理解なのか。

ちょっと質問の角度を変えます。まず、藤崎町では農業委員会のかかわる申請書といいますか、そういうものについては個人番号というのは記載不要だという理解でよろしいのかということでもあります。もう一つ、それと関連して、何か見れば全ての税申告も含めて町民税の申告、減免などについても全面的に番号化をしようとしているふうに見られるんですけれども、親法で、農業委員会の例をとりますと、農業委員会の事業に関する場合は個人番号は要らないということなんですか。それとも親法で定められているんですか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

全般的なことなので、私から答えさせていただきます。基本的な話といたしまして、町の申請にかかわるものにつきまして条例の上で制定されているものにつきましては、今回のように条例を改正する形で個人番号の記載の欄を設ける形で進めることとなります。農業委員会の条例についてどのようになっているかは今現在少し把握していないんですけれども、もし条例のほうで申請が制定されているとすれば条例改正が必要になるものと理解しております。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

この条例の解釈によれば、農業委員会なら農業委員会の事務についてないわけだから、当面はやらないんだというふうに理解すべきなんじゃないんですか。どうなんですか、それ。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

今回のこの条例の中では、あくまでも町長と教育委員会ということで明記してございますので、それに関する事務ということになります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

具体的にもうちょっと聞けば、教育委員会の、例えば就学援助制度というのがありますよね。そういう申請を上げる場合は個人番号の記載が必要になるんですか、ならないんですか。お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

今回の条例の中では、きょうの朝、皆様に資料として提供いたしましたかと思うんですが、利用が想定される事務ということで資料を提供してございます。その一番から十八番目までかわる事務が今回の条例の対象となるものでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

そうすれば、端的に言えば就学援助制度の申請時には要らないということなんですか。個人番号の記入というか、そういうものは要らないという解釈なんですか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

先ほども申し上げましたが、条例で明記されているものにつきましては条例改正をもってその欄を設けることとなりますので、条例の中で就学援助が規定されているとすれば、条例改正を行っていないものであれば現状としては必要ないという解釈になるかと思えます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

町長にお聞きいたします。この個人を識別するための番号の利用、国策として進められているわけでありますね。この間、十一月末までにみんな届けるんだとか、そういうようなことで全国的にも取り組んでいるんですけれども、藤崎町はこれ全員に届いているんですか。その辺の実態はどのようになっているのかということと、この制度の実施、多少さまざまな住民の不安なり懸念が大きく起きているのではないかなと思っておりますけれども、不安なり懸念についてはどのように認識されているのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

私もこの簡易書留で私に来ているやつ、今かばんに入っていたから見ました。国民そのものを番号制度で税からそれこそ健康管理から、全ての国民の一人一人の番号によっていろいろ管理するということは、日本共産党の浅利直志さんに言わせれば、プライバシーに余り深く入り過ぎるというような不安もあろうかと思ってございます。ただ、我が町に至っても、例えばアパート世帯なんかはそこに住んでいても住所を移していないという方の準町民というか、そういう国

民もまたいるわけですよ。ですから、そういう一体的な管理をしながら、国民一人一人の環境、人間的な人権とか、そういうものを全て網羅したいというのがこの制度の解釈だと私は思っております。国の法に準じて全国の千七百十八の市町村ありますけれども、その対応方これからやっていくということで、地域住民のいろんな意味での不安があったら、これは関係部局と調整しながらいろいろまた説明会等開催していきたいと、そういう考え方でいます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

もう二つ三つといいますか、これを平成二十八年一月一日から施行するということで、これは国が個人カードも発行して、一月一日から、正月からもうやるようにするんだということであるから、一月一日からやるんですよ。それにしましても、住民に対する周知期間といいますか、そういうものが極端に少ないのではないかなと思いますけれども、その辺はどういうふうな、きょうやってあしたからだじゃというのと同じことでもあります。大事なことは憲法でも、あの戦後の混乱の時期であっても、半年、周知期間といいますか、やっているわけでもあります。そういうようなことであるんですけども、その辺はどういう認識でいらっしゃるのでしょうか、お聞きいたします。

それと先ほど私聞いたんですけども、藤崎の町民みんなに配られたんですか。配られていないということが判明しているのが何件かあるんだとか、その辺の実態はどのように捉えていらっしゃるんですか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。まず、全員に配られたのかというご質問でございますが、日にちははっきりしておりませんが、十

一月の下旬ごろに郵便局より全世帯への配達を終えたという報告がありました。それで、十二月八日現在の数字になりますが、送付数が五千九百十世帯で、返戻、戻ってきたものが三百六十五通、そのうち八日までに窓口に来庁して交付を受けた方が六十一世帯となっております。

それから、住民への周知の方法ということでございますが、マイナンバーの個人番号通知カードが送付されるということと、送付されてからはこういうふうにしてくださいというようなことにつきましては広報に一回掲載しました。また、十一月にチラシも配布しております。それから、各個人に送付されております通知カードの中に、私のところにも来ていますが、こういうふうにお知らせというものも入っております、その中にもマイナンバーはこういうふうなものかということや、番号カードまでの申請は任意ですよということや、申請した場合はこういうふうになりますとか、そういうことも記載されていますので、あと現在、約毎日、どうしたらいいんだかという電話による問い合わせ、それから直接窓口に来て実際持ってきてこれをどうしたらいいのかと、主に高齢者の方が多いんですが、毎日十件前後そういう問い合わせはありますが、係の者が親切丁寧に教えているというところでございます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

総務課長から先に。

○総務課長（五十嵐 晋君）

先ほどのご質問の中の周知の関係のお話でございますが、何せ国の政策なもので、私どものほうから十分だとか十分でないとかというコメントは差し控えたいと思います。ただ、こういったパンフレットとかにつきましては平成二十七年五月付でもうこういったパンフレット等が出ておりますし、ホームページにも同様に載っているかというふうには理解しております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今、住民課長から答えていただいた中で、五千九百十通は届けられて、三百六十五通が戻ってきたんだと。そして、書留だから取りに来てくださいよというのも郵便配達の人を置いてくるわけで、局渡しが一十一通だというふうにしますと、あと三百通ぐらい十一月末時点で残っているような勘定にもなるんですけども、その辺は全世界帯に配りましたと郵便局が報告しているのは、配ったということであって、あと三百人ぐらいは残っているというふうにも考えられるんですけども、どういう認識なのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。先ほどちょっと説明不足だったのかもわかりませんが、当初送付した通数が五千九百十、そのうち返戻になった通数が三百六十五、したがって五千五百四十五世帯には送付になっております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

本条例についてでありますけれども、行政としては法定受託事務としてやらざるを得ないということなんだろうと理解しておりますけれども、ただ、この制度そのものが住民にとっての、行政の効率化やそういうものには資するだろうけれども、住民の利便性の向上に果たして投資額、全国的には三千億円と言われておりますけれども、当初が三千億円で

あって、この後もメンテナンスのために必要なわけでありまして。投資に比してその効果、住民、国民、町民にとって利便性が向上するというふうには私は思いませんので、反対いたします。利便性が強調されていますけれども、それに伴ってリスク、つまり危険性、カードのそのものの売買、あるいは番号そのものの売買、あるいは漏えい、あるいはまたそれらを利用した犯罪、それらがふえることのリスクのほうはるかに大きいと思っておりますし、情報管理に万全、一〇〇%ということはありませんので、十分今後とも管理に努めるということを要望しつつ、本条例に賛成できません。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

この議案に関しては、私の知っている限りの中では消えた年金問題とかいろいろな諸問題の中で制度が国会のほうで討論されたわけです。その中で国のほうでこういう政策をするに当たって、町のほうでそれに合わせた条例を制定、変えていくのは当然だと思ひ、賛成いたします。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論をこれで終わります。

これから議案第六十五号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第六十五号は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第六十五号は原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第六十六号藤崎町情報公開条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

これもまた実施をしていく上では非常に実施を継続していく、そしてプライバシーの保護やあるいはまた情報流用の問題に対処していく上では非常に大事な条例といたしますか、法律に基づく条例になるわけでありまして。それで私がお聞きしたいのは、新たに公開条例に審査会に新たに仕事を加えるというふうな理解には立っているんですけども、情報公開条例及び個人情報保護条例の実施に関する事、これが（一）で以前と同じだということでありましてけれども、（二）に特定個人情報保護評価に関する規則により、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取り扱いとなっておりますよね。新たに評価書というのはいかようなものなのか、誰がどのように作成されるものなのかということと、それから特定個人情報ファイルというのはいかようなものなのかということについてはどのような理解をすればよろしいのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

まず一つ目の特定個人情報のファイルというお話でございますが、特定個人情報ファイルにつきましては基本的には町長が作成するものになります。具体的に言いますと、例えば住民基本台帳に関する事務という一つの項目がございます。その中の特定個人情報ファイルと申しますと、住民基本台帳ファイルとか、あと本人確認情報ファイルとか、それから送達先情報ファイルとか、そういったものが特定個人情報ファイルになります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

評価書についても聞いたんですけども。その内容、意味合いはどのようなものですかと。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

評価書につきましても、ただいま申し上げました項目につきまして評価書を作成することになっております。評価でございますが、評価における担当部署とか、済みません、項目で申しますと、評価書の中身は特定個人情報ファイルを取り扱う事務、それから先ほど申し上げました特定個人情報ファイル名、それから個人情報の利用に関すること、それから情報提供ネットワークシステムによる情報連携、それから評価実施機関における担当部署、それからその他の実施機関、特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求の請求先とか、あと個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせとかが個人情報ファイルに記されている内容でございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ほかの人はわかっているんだろうけれども、私は余りほとんどわからないんです。休憩でもいいんですけれども、私のわか勉強した限りでは、特定個人情報ファイルというのは例えば私なら私、町長なら町長でもいいですよ、先ほどの例として住民台帳のことだとかと言っているけれども、みんな早い話、今提案されている介護保険から町民税から、そういうのをつなげていこうという取り組みを国も町もやろうとしているわけでしょう。全部のことなんじゃないんですか、その個人に対する。個人情報ファイルというのは。私はそういう理解なんですけれども、何かさっき言った二つぐらい、住民基本台帳とか何とかかんとかと二つ三つぐらいのような話しぶりですけれども、そんなものじゃない、私なら私、誰々さんなら誰々さん、総務課長なら総務課長、全部の情報という意味じゃないんですか、これ。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

先ほど申し上げましたのは一つの例として申し上げました。この事務につきましては、各課それぞれの事務がございます。それが一つ一つ基礎項目の評価ということになっていくわけでございます。ですので、浅利議員がおっしゃるように、それらの項目を全てあわせると町の事務全てということになるかと思えます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

休憩でもいいです。特定個人情報ファイルというのは、休憩でもいいんですよ、評価書についてはちょっとわかったような気がしますけれども、特定個人情報ファイルの取り扱いに関して、そこに問題があるとかないとか、あるいは現状どういう取り組みをしているんだとかというのを情報公開条例、この町の条例に基づいて評価を町長がして、それをさらに専門委員会が評価するというふうなシステムになっているんですよ。休憩でもいいですから、ちょっと私の疑問に答えていただきたいと思えますけれども。休憩でもよろしいです。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

それでは、個人情報ファイルのまず概念ですけれども、個人番号にそれぞれの情報がくっついたものを一つの個人情報ファイルというふうな考え方をしております。なので、番号にそういった、例えば税情報とかがくっついたものが一つの個人情報ファイルというふうな形になります。今回の個人情報条例の中で審査会に一つの事務を負わせたのは、通常の場合ですと、この委員会の意見を求めるということはないのですけれども、例えば大きな情報漏えいとかがあった場

合には個々の事務につきましてこの審査会の意見を伺うということになるものです。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今の、おかしいじゃないですか。親法では、このための委員会というのをつくるべきだという親法になっていますよね。だと私は理解しているんですけども、認識が違うなら違うんですよと言ってくださいよ。そして、ただ町としては、あるいは小規模の市町村についてはいわゆる個人情報保護条例も情報公開も兼ねている審査会というか、そういうのがあるから、そこで兼ねてやることも可能ですよということの理解だと思っているんですけども、私の認識が違っているのかどうか。

もう一つは、何か情報漏えいなど問題があればこれを取り扱いに関することを実施機関に意見を述べることができるんだというようなお答えがあったんですけども、漏えいがあるとなかろうと、どういうふうに運用されているか、定期的にこれやらなきゃならないようなことなんじゃないかなと私は理解しているんですけども、問題が起きたときだけその審査会にかけてやればいいのかというようなことなんですか。その辺の理解をはっきりさせてほしい。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

一つ目の委員会の設置のお話ですけども、その認識につきましては浅利議員の認識で正しいかと思います。ただ、今回そういうふうな委員会組織がないので、この個人情報条例上の委員会のほうにこの事務を負わせるという改正の内容でございます。

それと、二つ目の常にそういった意見を聞く必要があるのではないかというお話でございますが、一応、人口規模、そ

れから特定個人情報ファイルを取り扱う人数等によって情報の取り扱いが定められております。当町の場合は一万六千人ほどですので、特定個人情報ファイルの扱いは五百名未満です。過去一年間の間に重大な漏えいとかそういうのがなかったのも、ただいま申し上げましたように通常の場合はその委員会の意見を聞かなくてやれるという取り扱いになっているものでございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

理解が進みました。そうすれば、人口が私どものような小さい規模は定期的に年一回だとかそういうこと、そういうというのは評価書あるいは特定個人情報ファイルの取り扱いがどうなっているのかというのを、私どものような藤崎のような規模の自治体ではやらなくてもいいんだというふうな、親法がそういうふうになっているんだという理解をしたんですけれども、小さければちゃんとやるんだと、よく解釈すればね、そこまで厳格にやる必要ないんだという、年一回なら一回定期的にやるとかということではないんだという理解でよろしいんですね。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

定期的にやる必要がないことは先ほど申し上げたとおりでございます。ただ、情報漏えいに関しましては、親法で罰則等厳しいものが設定されております。そういうこともあることから、私どもといたしましては情報管理には十分気をつけて対応してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

十分も万全も一二〇%も、それでやっても大企業も、そしてできないことがこの間のいろんな事態で明らかになっている、それが実態ではないかなと思いますけれども、もう一つ関連してお聞きいたします。例えば（二）にかかわることですけれども、町長部局または各担当部局で管理していくということ、評価書も含めてですね。例えば勤めていれば労働保険も法的にやらなきゃならないとか、さまざまなあれがありますよね。個人が個人の異議申し立てと申しますか、情報漏えいされたみたいだというような場合は、きのう委員会でもちょっと聞いたんですけれども、どういう救済の手続、手順を踏んでいくのでしょうか。個人が情報が漏らされたとか、最近はさまざまな問題も起きておりますけれども、そういう疑いを持ったというような場合、どういう、町に対してこういう問題があるじゃと、ちゃんと管理してるんだなという異議申し立てをしていく手順を踏んでいけばよろしいのでしょうか。その手順、手続の基本をお知らせ願いたい。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

ただいまのご質問の情報漏えいの場合の扱いについてのお話でございますが、これは昨日の総務産業常任委員会でも質問になったことでございます。それに関連しまして、きょうの朝、資料を皆様に配付させていただきましたが、まず個人情報漏えいが疑われるときの対応といたしましては、新しい番号の指定をしてもらうということが一つございます。これは市町村長に請求することになります。それともう一つ、町所有の情報漏れが発生した場合には、これは個人情報保護条例の規定に基づきまして、利用の停止とか消去とか提供の停止の請求をすることができることになっております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十六号を採決いたします。議案第六十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十六号は原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第六十七号藤崎町特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

これも町税減免の特例措置に対する条例と。やらなければならない理由、特別災害による町税の減免の特例措置ということで、様式第二号というのも書いていますよね。今後はこういう様式に全部なるんですよというようなことだろうと思いますけれども、私が気に入らないというか、住所氏名、その前に一番の個人番号または法人番号ですよ。これが住所氏名、これは従来どおりだわけですから、さらに追加して個人番号または法人番号、これが下のほうにないのが非常に気に食わないわけでありましてけれども、気に食わないというのは結局憲法の問題からいっても個人の尊厳やあるいは個人の選択、そういうものをもっと大事にすべきものだと思っております。行政事務としては名前を打ち込むよりも番号でいっちゃったほうが早いかもしれないけれども、またミスの可能性もまたあり得るわけですから、これが一番トップに来るとするのは藤崎だけなんですか。これ全国、こういうふうにならないとだめだということでこうしているんですか。どういうふうな様式、書式についてお聞きします。

○議長（野呂日出男君）

税務課長。

○税務課長（横山精逸君）

様式については個人番号または法人番号、この欄を追加すればいいということでした。上に明記したのは、下でもよかったんでしょうけれども、上のほうが見やすかったという感じでございます。別にここの個人番号または法人番号は上につけろとか下につけろとかいう指示はございませんでした。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

そういうふうに言っても、総務省でなくて、どこかの模範書式になって、そういうふうに行っている、全国でこうやって行っているんでしょう。それを行政なら行政の人がこれですよと、総務省なら総務省、モデルになっているんじゃないんですか、これ。私は少なくとも災害を受けて、それがちょっとリンゴが落ちたとかという災害もあるけれども、火事で家が焼けてしまったとか、あるいはまた大津波で流出してしまったりとか、地震で倒壊したとか、そういう極端な場合もあるわけですね。極端だとか、実際、大震災で起きているわけですよ。そのときに個人番号そのものがわがねじゃと、私のうちでは小さい金庫にそれ入れちゃっているんですけども、そういういろんな取り扱いがありますよね。好ましいとは思いませんけれども。いずれにしても、そういうものさえもなくなってしまう場合も十分、災害時というのはあり得るわけですから、再発行すればいいんだというようなことでない、時期的なケースもあるわけでありますので、何もこれ以上に、そこから始まねば申請できないような取り扱いをすべきではないと、様式そのものを変えるべきだと思っております。

もう一つ、この個人番号が書かれていなくても税金の申告だとか町税の申告だとか、あるいは書きたくない人、書けない人、さまざまあると思います。そういうのがなくてでも申請は受け付けるんですよ。そこの辺はどのような見解な

のか、お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

税務課長。

○税務課長（横山精逸君）

個人番号については義務ということで、書かなければいけないと。ただ、書かないからといって罰則はございませんので、受理はいたします。受け付けいたします。そういうことでございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

受理はいたしますと言っているんですけれども、次の税金のところでもあるんですけれども、それから個人番号を下のほうにしたほうがいいんでないか、電話番号と同じような気持ちでというふうにも考えられるんですけれども、災害を受けた人に対してですね。その辺はどういう、検討の余地ありますか、ないですか。

○議長（野呂日出男君）

税務課長。

○税務課長（横山精逸君）

上も下もわかればいいんですけれども、このままでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十七号を採決いたします。議案第六十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

後段、町税のさまざまな減免申請だとかも出てくるんですけども、災害を受けた人の減免申請ぐらいはきちんと個人番号または法人番号から始まるんじゃないくて、住所氏名、れっきとした一人一人価値ある、値打ちある個人なわけですので、それからやってほしいという意味で同意できません。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

本議案に賛成するものであります。というのは、やっぱり様式というのは全国、県、いろいろなところで統一性が図られていると思います。またもう一つ、個人的な理由としては、年賀状を打ち込むときに郵便番号を打ち込めば住所が半分以上出てしまいます。事務的手続も簡素化できると思いますので、本案に賛成するものであります。

○議長（野呂日出男君）

これで討論を終わります。

これから議案第六十七号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第六十七号は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第六十七号は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第六十八号藤崎町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六十八号を採決いたします。議案第六十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十八号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第六十九号藤崎町税条例等の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

議案第六十九号、税条例等の一部を改正する条例についてでございます。第一点の総則の賦課徴収で、徴収猶予にかかわる町の徴収金の分割納付または分割納入の方法ということがあるわけなんです。これも今まではどうして削除、これがされてきたのかちょっと経過、我々も決裁して賛成して削除になったんでしょうけれども、今度新たに分割納付、徴収の猶予期間の延長にかかわる徴収金を分割して納付、これも例えば国保税を納められなくて、とりあえず一万円から納付していくという分割納付誓約書というか、そういうのをつくって町長の決裁も得て保険証を発行してもらうとか、そういうようなこと、実務的に実的にやられておるわけですが、この分割納付の場合でも、マイナンバーの番号を記載しなければならない、していなければ受け付けないんですか。マイナンバーの番号がなくても受け付けるのは受け付けるんですか、そういう申請が出れば。

○議長（野呂日出男君）

税務課長。

○税務課長（横山精逸君）

番号の記載は義務でございますので、番号の記載を拒まれてても受理、申請を受け付けます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

もう一つお聞きしたいのは、それは町民税の申告においても国税庁は確定申告書などに番号未記載でも受理し、罰則や不利益はないんだと公称している民主商工会の団体だとかはそういうことを国税庁が言っているそうであります。窓口で番号通知や本人確認ができなくても申告書は国税庁は受け付けるんだという言い方もしているんだそうですけれども、同様に番号がなくても申告書は受け付けるというふうに理解してよろしいんですね。

それと関連して、もう差し迫って平成二十八年一月一日から実施するわけだ。それで、実際は番号がなくても受け付けるんですよ、申告書はと。申告書なり、例えば町民税でいけば軽自動車税の減免申請だとか、あるいはまた新築住宅の軽減措置、そういう減免申請を申告する、その場合でも番号を記載してくださいよと、記載しなさいという条例になっちゃっているんですね。なっていますよね。なっているけれども、その番号を書いていなくても受け付けますよというふうになっているんですね。そういう取り扱いをしますよというふうなことなんですよ。じゃあ、その根拠というのはどこにあるんですか、根拠。町長がそうやってやれと言っているからそうなのか、あるいはまた総務省がそうやってやれと言っているからそうなのか、何かその根拠の条例なり附則なり、そういうのがなければそのように行政マンは対応できないと思うんですけれども、その根拠というのは、番号がなくても軽減の措置の申告書なりは受け付けるんだという根拠はどこにあるんですか。

○議長（野呂日出男君）

税務課長。

○税務課長（横山精逸君）

先ほどからも申し上げておりますように、番号法の記載は義務ということで聞いております。ただ、義務だけれども罰則はないということで、書くように指導はいたしますけれども、どうしても拒むようであれば番号の記載がなくても申告なりは受け付けますということでございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今、義務だけれどもと。総務課長に聞きますよ。そういうふうにして番号がなくても受け付けるのは当然だと思いますけれども、現在の状況、このぎりぎりいっぱいになって一月一日からやるんだじゃというふうなことであるわけでありますから。だけれども、そういうふうに対応していいんだよという、これは総務省なり、これを管轄しているところがそういうふうに言っている国税庁というか、あるいは厚生労働省というか、内閣府というか、そういうふうの上のほうでそうやってやってもいいと言うからそういうふうにするんですか。それとも何か税法上の根拠というか附則というか、そういうのがあるんですかということを知っているんですけれども。どうですか、その辺は。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

税法上の根拠につきましては、担当から少し外れますので、私のほうからはちょっとお答えしかねますが、ただ、一般的な考え方といたしまして、個人情報に記載された場合には、例えばその申請書に所得証明書の添付が必要になった場合には個人番号が記載された場合には必要なくなるということになっていくものという理解をしております。したが

まして、個人番号を明記しない場合にはそれ相応の証明書類の添付が必要になるものと理解しております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

本条例案について賛成できません。本人確認については、従前どおり、例えば免許証あるいはまた健康保険証、そういうことで十分対応できていたんです。対応できるはずなんです。また、免許証番号を全国レベルでつないでいてもそういう問題がクリアできるんじゃないかなと思っております。今回の町税条例については、法定事務としてやらざるを得ないということでありましょうけれども、住民にとってはさしたる利便性はない、むしろこれを、この法律によると、さらにさらに拡大していこうとしている、なおかつ銀行の口座までつなげようとしている、写真がなければならぬ、そういう事務をやること自体、住民にとって大してさしたる利便性はないと思っておりますので、利便性は向上しないだろうと、多くの場合、というふうに思っておりますので、本条例に賛成できません。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第六十九号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第六十九号は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第六十九号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第七十号藤崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十号を採決いたします。議案第七十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第七十一号藤崎町老人福祉センター条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十一号を採決いたします。議案第七十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第七十二号黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更及び黒石地区清掃施設組合規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十二号を採決いたします。議案第七十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第七十三号弘前地区環境整備事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十三号を採決いたします。議案第七十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第七十四号藤崎町農産物直売施設の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十四号を採決いたします。議案第七十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第七十五号平成二十七年度藤崎町一般会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

十八ページの農林水産業費農業費の十一節修繕費の中に、修繕料百九万八千円計上していますけれども、これについて伺いたいと思います。これはきのうの総務産業常任委員会で話題になったみたいですが、稲わら堆肥製造施設の利用の機械及び屋根の修繕だということでしたけれども、これはどういう目的でこういう予算を計上することになったのか、その経過、経緯について、まずご説明をお願いいたします。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（幸田信雄君）

お答えいたします。この稲わら堆肥製造施設は以前、稲わらを活用した堆肥の製造ということで、藤崎町稲わら利用組合がその施設を使って堆肥を製造していたわけですが、平成二十五年度に解散しました。それで、平成二十五年度、平成二十六年と実際稲わら堆肥が製造されていなかったわけですが、県の指導もありまして、もしその堆肥製造施設を使わないようであれば補助金返還が求められるかもしれないという指導がございました。ということで、町としましても、広報紙等で委託業者を募集したわけですが、全然ございませんでした。七月ごろに日本礫研さんがその施設を使いたいということで申し出があったわけですが、ただ、目的というのはあくまでも稲わらを使った堆肥をつくるということですので、結局、もし堆肥を製造していただけるのであれば、その施設を使ってもいいということに話が進みまして、それでまずとりあえずその修繕、堆肥ローダーと施設の一部を修繕することで、その施設を使わせて堆肥をつくっていただくということに今話が進んでおります。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

今言った民間の業者が堆肥の製造をするために利用させてもらうと、町にとっては休止している施設を利用してくれる業者が出てきて大変喜ばしいことだと思いますが、その業者さんが良質の堆肥をつくって農家に供給するというノウハウを持っているのか。また、ないとしても、これから先、継続的に長期的に堆肥を製造してやるという業務を続けていくのか、その辺はどういうことになっているのか、伺います。堆肥を製造してもお金にならないから、じゃあ一年二年で撤退するよという事態になればまた同じことになって、町がかえってそのおかげで振り回されるという事態にもなりかねないと思うんですけれども、その辺はどういう感触を持っておりますか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（幸田信雄君）

日本砒研さんの件に関しましては、日本砒研そのものが二〇一六年度から黒石清掃組合、し尿処理場の跡地を利用してバイオコークスをつくるという会社でございます。その製造過程においても稲わらを使ったバイオコークスですので、その一環としましては堆肥もつくれるという判断はしております。残債、国庫補助金合わせますと八年間、あと残っております。一千五百万円ほど残っているわけですがけれども、その八年間については確実につくっていただけるという確約を得ております。町としては、その辺は信用しております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

稲わらを使って堆肥を製造できるという確約はどこからそれ出てきたんですか。何を根拠に。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（幸田信雄君）

稲わら堆肥そのものは、稲わらともみ殻、そしてまた鶏ふんをまぜて堆肥をつくりますので、それをまぜて発酵させると、そういった作業ですので、作業的にはそう複雑ではないものと思っておりますので、可能であると判断しております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

簡単にできそうでできないのも堆肥であって、良質のものをつくって土づくりの一環として農地に散布してもらおうという、農家の人に使ってもらわなければ、いい農産物を生産してもらわなければだめだということなので、ただ一企業の稲わらを利用してバイオコークス使っているから多分大丈夫だろうというふうな生易しい問題でもないと思うんですけども、もう既に稲わらについては畜産農家が肉牛の餌として今集めに歩いているんですよ。それに後から入ってきて、保守的だと言われている農村社会の中に入ることができるのかどうか、その辺私は疑問に思うんですけども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（幸田信雄君）

お答えいたします。その点に関しましても、日本碓研さん側と十分お話し合いをしておりますので、あおもり農商工連携

ファンドというものを使って新商品を開発、販路開拓、需要の開拓、そういったものを研究しまして、きちんと肥料の成分を分析した上できちんとしたものをつくっていくとことごとでございます。それと、今ちょっと牧場さんの話も出ましたけれども、現実にとしも牧場さんがある程度稲わら収集をしまして、家畜の餌になる部分は持っていきました。ちょっと家畜の餌にならないような部分、そういったものは現在その稲わら堆肥製造施設に保管しているという状況でございますので、その辺のすみ分けは十分できると思っております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

そういうプラス思考の見通しということだろうけれども、しっかりした事業計画というものを持って初めて予算を使うということに対して納得ができると思うんですけれども、その辺はやっぱり事業計画というのはしっかり提示してもらわないといけないと思うんですけれども、その辺の計画というものをしっかり議会側に提示していただきたい。その上での予算措置ということで今後やっていただきたいと思っております。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

奈良岡議員のご質疑にお答えいたします。この稲わら製造組合は旧常盤時代に設置したものでありまして、農水省と色々な財源を活用しながら有機質の土壌からおいしいお米や野菜をつくるということから始まったと解釈してございます。残念ながら国の途中、国の補助事業打ち切り、そして町の補助金のアップというところがありましたけれども、結局は管理組合が解散してしまったというのがついこの間の数年前でございます。ただ、国とかの補助事業をいただいておりますので、農林部からも細かいご指摘あったのも数年前からありました。そこでいろいろな意味で日本碓研さん

が黒石清掃組合のし尿のところに会社を立地して、いわゆるバイオコークスを目指すということの中でいろんな話し合いをした中でこういう形になったこともまた理解していただきたいと思っております。

要は奈良岡議員からご指摘あった綿密な計画、八年の残債が残っていますけれども、それに限らず、将来に合った綿密な計画等をご指摘ありましたので、これはまだまだ農政課サイドで日本砥研さんの詰め事がもっと続いていきますけれども、速やかに対処していきたいと思っておりますので、ご理解していただきたいと思っております。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

今の件についてですけれども、結局、課長いわく良質な堆肥を製造すると。今のきのう渡された資料の中には、堆肥をつくるノウハウがないと、この書面ではですよ、ないということで懸念はします。そしてまた、今の答弁の中で、八年という長い月日で貸すということですが、私は若干畑物をつくっているんですが、堆肥の製造というのはやっぱり一年ないし二年、二年あれば確実にワンサイクルはいきますよね。来年、もみ殻、稲わらを収集して、次の年の春までには大丈夫、堆肥はできると認識しております。今のこのノウハウがない会社に八年もの月日の長いことをして、途中リタイア、そしてまた今の設備についての協議事項も結構ありますよね、きのう渡した書類に関しては。さまざまなネックになる部分があると思うんですよ。ましてや今は循環型農業ということで、生ごみに対する認識もまたある程度広がっていると。強いて言えば下水の処理、十和田でアースライフでしたか、そういうのも製造していると。さまざまな分野で循環型農業が定着しつつあるのかなとは思っておるんですが、この資料を見ても日本砥研並びに青森バイオ技研というのもまた出てきますよね、この中に。どういう関係なんですか、これ。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（幸田信雄君）

日本砒研の完全子会社化された、黒石の清掃組合のところで作る会社は日本砒研の一〇〇%子会社の青森バイオ技研、ここでつくるといふことですので、そういう関係でございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

せば、これ日本砒研で名義を貸して、日本砒研で借りて、バイオでつくるといふ意味ですよ、今の話を聞けば。へば、何でこの日本砒研、青森バイオ技研に真っすぐ貸せばいいんじゃないですか、これ。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（幸田信雄君）

その辺のいきさつというのは日本砒研側のお話ですので、私のほうとしてはちょっと捉えておりません。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

これ、まず又貸しだんだん感じも出てくるし、何かこの中身で協議事項の中にさまざまなもの書いているんだけど、結局前向きにやりたいと、行政ではわかりましたと、補助金の関係もあるでしょうけれども、私としては八年でなくて二年なら二年と、一応様子を見るんだと、かえってそのほうがいいんじゃないですか。どうでしょう、その辺のところ。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（幸田信雄君）

町側の負担についても、要するに堆肥の売れぐあいとか、そういったもので町の負担金は変わってくるであろうということですので、それは日本碓研側と交渉次第では単年度契約もありかなと思っております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

結局、補助金とかさまざまな関係の中でこういう募集もかけて、後継者に日本碓研さんが来て、この前、何かバイオコークス、テレビも何回か出たと思いました。ただ、それについて堆肥づくりというのはちょっと、うんという頭はあったんだけど、私としては八年でなくて二年契約ということで、もし最悪の場合、私も若干知っているところもありますので、その辺のところは対処しながらやるほうが安心なんじゃないんですか。どうでしょう、その辺のところ。二年という期間については。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（幸田信雄君）

その件に関しては、日本碓研側と十分検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

稲わら堆肥、奈良岡議員も言ったように、堆肥にするというのはやっぱり根気が要るし、気候にも大変左右されるんで

すよね。ことしみたいに天候がいいばまだ、十一月の初めからもう雪、みぞれというか、そういう中で稲わらを収集するというのは大変な苦勞を伴ったわけで、私は基本的にはすき込み型に助成するのを町としても助成するというか、そういう方向で大きく踏み出すべきだと思っております。ただ同時に、補助金の返還というか、そういう名誉の負傷じゃなくて不名誉の負傷を負うのが何とも悩ましいという思いも実際あるわけで、そこを利用する上でどういう団体がいいのか、本当は農業をやっている営農組合だとかそういうところで引き受けてくれば、小野さんにやってくださいとは言いませんけれども、そういうようなところが引き受ければ一番地域にとってもいいはずなんですよ。カバーもできるしね。私がお聞きしたいのは、今回タイヤショベルの修理のため、車検のために予算をとっているんですけども、そのほかにも資産価値ゼロと報告というか、されているんですけども、これ動くものなのか、そのほかのものも資産価値ゼロで減価償却が来てしまっているけれども動くのは動くんだよという、実態はどういうふうになっているんでしょうか。作業をしていく上でその辺も大事なことじゃないかなと思いますので、その辺はどうでしょう。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（幸田信雄君）

実際動きません。ということで、もし来年度委託するのであればロールベアラー等の修繕も必要になるわけですが、その点については使う側の日本砥研さん側が全て負担するというような話で進んでおります。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。工藤健一君。

○十番（工藤健一君）

まず聞くのは、夕べ配付された資料であおもり農商工連携ファンドの件ですけれども、平成二十八年、平成二十九年申請とありますけれども、この下のほうでファンド交付金の上限額が五百万円で補助率三分の二であると、残りの三分の

一、自己負担額は青森バイオ技研と藤崎町と折半するとなっておりますけれども、藤崎町ではどのぐらい負担するんですか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（幸田信雄君）

上限が五百万円、そして補助が三分の二ということで、残りの三分の一が自己負担、それを今話の中では折半するというので、年間六十二万五千円ずつ負担するというようになっております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

工藤健一君。

○十番（工藤健一君）

今の説明では、年間町で六十二万円負担すると。また八年間貸すとすれば、六八、四十八、四百何万円も町で出さなきゃだめですよ。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（幸田信雄君）

このあおもり農商工連携ファンドは二年間でございますので、百二十五万円と認識しております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。佐々木政美君。

○十一番（佐々木政美君）

農業のことは私は余り詳しくないんですけれども、ただ、協議事項の中に複数年希望とあるんですけれども、課長、こ

れはもう締結してしまっただけですか。まだですね。そこをまず確認します。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（幸田信雄君）

まだ契約書等については全然交わしておりません。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

佐々木政美君。

○十一番（佐々木政美君）

今、各議員たちが話になっているように、複数年ということであれば、さっき相馬議員もおっしゃいましたけれども、二年でワンサイクルというふうな話がありましたけれども、この複数年のところを八年じゃなくて二年という契約に縮小したほうがいいと思うんですけれども、そこら辺どうですか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（幸田信雄君）

八年という期間というのは、もともとその残債部分、国庫補助金部分、これがあと八年ほど残っております。それで八年という設定にしたわけですがけれども、単年度契約でも二年度契約、それは日本碓研さん側と十分協議していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

補正予算の、ページ数でいきますと十二ページですね。十二ページの電子計算費の百四万円、備品購入費となっておるんですけれども、総務費のですね、これはどういう内容なんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

電子計算費の備品購入の内容でございます。マイナンバー、一月からカードの交付ということを受けまして、本人の確認をする必要があるということから、顔認証システムを導入することとしたいということでございます。内容といたしましては、ノートパソコン、それから光学式マウス、それからスキャナー、それからプリンター、こういったものをそろえて顔認証を実施するものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

常任委員会でも顔認証の説明を受けたんですけれども、具体的にどういうふうに、顔が似ているけれども違うよとかと、それを判定する機械なんですか。よく指紋だとか、あるいはまたマンションで顔でこの人だというふうに分かるとか、いずれにしてもマイカードの顔写真と実際に来ている人と、それが同じだという判定をする機械なんですか、これ。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

マイナンバーのカードにつきましては、顔写真がつくということから、本人であることを確認する必要があるということから、その認証システムを利用して本人であるということを確認させた上で交付するという手順で考えてございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

それもソフトつきで百万円というふうに理解したいものだと思いますけれども、また追加でもっといいものができたよというふうにならないことを要望しておきたいと思います。

次に、ページ数でいきますと十一ページの諸収入、そして納付金、雇用保険料納付金三十二万円ほどとなっております。総務産業常任委員会でも報告もされたんですけども、ただ、全員の認識をはっきりさせておかなきゃならないなという思いで質問させていただきます。説明によりますと、合計が十七名ほどの雇用保険料というふうな、そしてそれは子供の教育やあるいは保育にかかわる学童保育員、保育の指導員などの雇用保険料だという説明だったんですけども、内容をどうしてこのような事態に、雇用保険も掛けてその人たちを使っていたのかというふうな、非常に私としては憤慨しているんですけども、そういう経過をはっきりさせていただきたいということと、雇用保険料という、現在、私の認識が違っているのかどうか知らないけれども、労働保険というか、いわゆる災害も含めてカバーする保険料の雇われている人というか勤めている人のあれじゃないんですか。雇用保険料分だろうけれども、労働保険分なんじゃないんですか、これ。どういう理解なんですか。お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

この件につきましては、総務産業常任委員会でも報告しておりますが、制度改正が平成二十二年四月一日に行われてございます。平成二十二年四月の改正までは、六カ月以上の雇用の見込みがある方という内容でございましたが、それが

改正になりまして、三十一日以上の雇用の見込みがある方というふうに期間が短くなってございます。そういったことから、平成二十二年の段階でその制度改正があったことを私どものほうで理解せずに運用していたということでございます。ただ、これまで非常勤の職員につきましては、町の広報紙等、町内の方から募集してございます。したがって、ハローワークは経由せずに雇用をしてございました。今回なかなかその応募者がいないということから、ハローワークに求人を提出したところ、この三十一日以上に当たるので雇用保険の対象になりますよという指摘があったものでございます。この対象となる方一人一人に了解をとりまして、雇用保険の加入になりますのでよろしいでしょうかという了解をとった上で今回の雇用保険の加入ということになったものでございます。雇用保険に加入することによりまして、退職した際の給付の関係、失業手当とかあとは能力開発事業とか雇用安定事業とかの給付を受けられるものでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

まずもって、平成二十二年四月からの法改正で事務方のミスは私のミスでございますので、これはこの数年間、このような雇用保険料をしていなかったということは素直におわびしなければならないと思っております。今後、パート、臨時職員ひっくるめて再度雇用状況の把握をして精査して、このようなことをしないようにおわびしたいと思っております。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

まあまあ町長が謝ったということで何か気持ちも少しはおさまった気もするんですけども、いずれにしても今回、固定

資産税、住宅の軽減措置の問題、あるいはまた今回のこういう問題についても雇用保険も対象になるにもかかわらずやっていないというのは、役場としてはあるまじきことだと思いますので、担当者においてもちゃんと公式の会議の場でおわびすべきですよ、これは。なぜならば、そういう失業手当だとか、あるいは能力向上の研修というか、そういうのをもらっていてもまた違う職種につく、十万円なら十万円、十二、三万円でしたかね、もらいながらも職業訓練とかそういうのをやるにいい機会を奪っているわけですので、十分注意、訓告の類いだとは私は思っておりますけれども、今後町長から臨時やパートの人も含めて十分注意していくということでありましたので、それで時間によって対象になる人もならない人も、枠もあるんですけれども、今後処遇の改善だとか、時給七百二十円だとかそういうことだけじゃなくて、この労働保険の問題もしかりでありますし、あるいはまた交通費というか、あるいはまたそういう面での公休というか、そういう面での検討というのは今後はしていくんでしょうか、いかないんでしょうか。いくつもありがあるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

国、県の最低賃金もありますけれども、雇用環境がいいところには人が集まってくるという認識をまた持っています。また一方では、一般事務職、そしてまた臨時職員、パートという段階であると思っておりますけれども、その辺は近隣市町村とか県の基準、国の基準とか、十分精査した上で少しでも人が集まるような環境を整えつつ、検討していきたいと思っております。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。工藤健一君。

○十番（工藤健一君）

二十二ページのふれあいずーむ館管理運営費の給水ポンプ修繕工事費百七十万円ちょっと持っているんですけれども、これは何の給水ポンプですか。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小杉利彦君）

お答えいたします。給水ポンプにつきましては、ふれあいずーむ館のトイレの洗浄水、それから空調冷却用水の給水ポンプということでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。工藤健一君。

○十番（工藤健一君）

トイレの給水ポンプって、水道直結でないんですか。一旦ためてから、その水を使っているんですか。

○議長（野呂日出男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（小杉利彦君）

ただいま工藤議員のお話のとおりでございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十五号を採決いたします。議案第七十五は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第七十六号平成二十七年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十六号を採決いたします。議案第七十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十六号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第七十七号平成二十七年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十七号を採決いたします。議案第七十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十七号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第七十八号平成二十七年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十八号を採決いたします。議案第七十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十八号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第七十九号平成二十七年度藤崎町水道事業会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十九号を採決いたします。議案第七十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十九号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第八十号平成二十七年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八十号を採決いたします。議案第八十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八十号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

日程第二十、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり決定いたしました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十七年第四回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時四十四分

---

地方自治法第二百三条の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男

署名議員 前 田 信 一

署名議員 奈 良 岡 文 英

署名議員 小 野 稔